

## 授業案⑧ 生存権保障の意義を考える

### 1 対象

中学生

### 2 獲得目標

憲法25条で定める生存権は国民に対して具体的な権利を付与するものではないが、国家に対して生存権規定に基づき「権利」を具体化すべき義務を負わせ、この具体化を怠っている場合には立法不作为による国家賠償請求の対象となり得ることや、具体化をしても著しく低い基準を設定する等憲法や法律の趣旨に反し裁量権の逸脱や濫用がある場合にも司法審査の対象となるという意味で、極めて重要な意義があることを理解する。

### 3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」B(2)ア(ア)では「社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。」とあるが、中学校学習指導要領解説社会編142頁によれば、「社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護」などは、「市場の働きにゆだねることが難しい諸問題」であるから「国や地方公共団体が果たしている役割について」多面的に考察することを求めている。憲法25条に基づく生存権保障は「市場の働きにゆだねることが難しい諸問題」の典型であり、自由主義経済における競争社会の中で生活が困難な人々のセーフティーネットとして必要不可欠なものである。

本授業案では、自由に職業選択をして稼ぐことができる自由主義経済を成り立たせるために、社会保障の充実・安定化を図っていくことが必要であると理解することを目的とする。

### 4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント等
導入 15分	○みなさんは将来なりたい職業について考えたことはありますか。どうしてその職業に就いてみたいと思うのでしょうか。グループ内で順番に発表してみましょう。 ○（グループワーク終了後）今のグループの中では、色々な職業が出たことと思います。将来なりたい職業を自由に目指していけるのが今の日本の社会ですが、これは当たり前のことでしょうか（当たり前である、当たり前ではないのいずれかに挙手をしてもらう）。	・話しやすい話題で議論がしやすい雰囲気を作る。  ⇒当たり前（職業選択の自由が保障されているから）、当たり前前ではない（かつての身分制社会、カースト制度等ではむしろ自由に選べないことが普通だった）等の意見が想定される。

	<p>○日本国憲法の第22条第1項には職業選択の自由が定められていますが、大日本帝国憲法では職業選択の自由は規定されていませんでした。今の社会では、職業選択の自由のもとで、好きな職業を選んで職業を遂行することができます。職業は、生活の維持に必要な社会・経済活動であって、かつ、個人が個性を全うすべき場でありますので、自由に選択できるということが非常に重要です。自由に職業が選べない社会を考えてみてください。どのような社会になるでしょうか。</p>	<p>・職業選択の自由の意義を解説する。          ・憲法22条1項          何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p>
<p>展開1 15分</p>	<p>○ところで、職業選択の自由のもとでは、仕事をしてたくさん稼ぐことができる人がいれば、少ししか稼げない人もいますね。皆さんそのことはわかりますね。中には、突然病気や怪我をして一時的に働けなくなってしまう人や、生まれつきの障害や後遺障害によって働くことができない人もいますよね。働けない人はどうやって生活をしていけばいいでしょうか。グループ内で話し合ってみましょう。</p> <p>○それでは各班代表者は、どのような意見が出たか発表してください。</p> <p>○一時的に働けないときに、貯金がない人や頼れる家族がいない人はどうすればいいですか。そのような人が頼ることができるしくみを何か知っている人はいますか。生活保護、傷病手当、労災保険給付という言葉は聞いたことがありますか。</p> <p>○もともと障害があって働けない人や、後遺障害で働けなくなってしまった人は、どうすればいいですか。障害年金、介護保険という言葉は聞いたことがありますか。</p> <p>◎社会保障制度について、どのようなときにどのような給付が得られる制度なのかを簡単に説明する。各制度を知っていたかどうか挙手してもらおう。</p>	<p>⇒働けない理由について障害や病気に限らず、多種多様な理由を前提に考えてもらう。また、働けない人の家族の有無、年齢等、働けない人の状況も変えつつ考えてもらう。</p> <p>⇒貯金を使う。家族に助けってもらう。行政に頼る。生活保護を使う等の意見が想定される。</p> <p>⇒あくまで、どのような事態が生じた場合にそれを支える制度があるのか、簡単な説明にとどめる。</p>
<p>展開2 5分</p>	<p>○今、この国には働いて収入を得ることができない人のためにいろいろな制度があることを説明しました。このような制度は必要だと思いますか、必要ないと思いますか。</p> <p>○自由に仕事を選んで稼ぐことができる社会なのに、なぜ働いていない人のためにここまで手厚い制度が必要なのでしょう。このような制度がなかったら、どのような社会になることが考えられますか。</p> <p>◎働いていない人に対して金銭的な給付をすることはマイナスのようにも思われるが、皆が安心安全に生活するために必要性があるということを説明する。</p>	<p>⇒大半は必要に挙手すると考えられる。</p> <p>⇒犯罪の多発、餓死等</p>

<p>まとめ 15分</p>	<p>○職業選択の自由があるから自由に仕事をして生活に必要なお金を稼ぐことはできます。このような社会を自由主義、資本主義などと言います。この自由主義、資本主義のもとでは、うまくいけばたくさん稼いでお金持ちになることができますが、その反面、お金を稼ぐことができない人も出てきてしまいます。お金を稼げない人たちを見捨てずに助けるためには、何らかのしくみ（セーフティーネット）が必要になるというわけです。</p> <p>○お金を稼ぐことができない人たちを見捨てる（見殺しにする）社会ということもあり得ますよね。しかし、みなさんは、そのような社会が良い社会だと思いますか。生まれながらに障害がある人、後遺障害で働けなくなってしまった人は好きで働いていない、好きでお金を稼げないわけではないですよ。働きたくても、この自由主義、資本主義社会の中では稼ぐことができないわけですよ。</p> <p>○ここで質問です。みなさん生存権という言葉は聞いたことがありますか。誰もが、いつ、何があって突然働けなくなるかわかりません。好きで怪我になったり、病気をしたりする人はいません。責めることができない人たちを皆で支え合って安心・安全な生活を送るためにも、何らかの助け合うためのしくみが必要ではないでしょうか。このようなしくみがない社会を想像してみてください。生きていくためのお金を稼げない人たちはどうなるのでしょうか。食えることができずに餓死してしまうか、犯罪などの非合法的な手段で食いつないでいくしかありません。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、個人を尊重する（誰もが人らしく生きる）ために必要なものであり、社会全体が安心・安全に生活していくためにも必要なものといえるのではないのでしょうか。</p> <p>◎職業選択の自由を保障する社会においては、稼げない人たちが生じてしまうこと、このような人たちを助けるためのしくみが必要であること、このしくみが社会全体の安心・安全な生活に繋がることを説明する。</p> <p>○日本の憲法では健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されていますが、広い世界を見れば、このような保障がない国（保障できない国）もあります。戦後の日本では、このような手厚い保障があるわけですが、その反面、少子高齢化で社会保障費が増大して、負担が大きくなっているという話を聞いたことがある人もいるのではないのでしょうか。これからの時代、このような保障を同じように続けていくのか、形を変えながら続けていくのか、やめて</p>	<p>・憲法25条1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>・憲法25条2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>⇒現在は働いている人でも、将来病気や事故で働けなくなる可能性があることも踏まえ、生存権の保障が他人事ではないことを理解してもらおう。</p>
--------------------	---	--

しまうのかを決めるのは、これから大人になっていく皆さんです。18歳になればみなさん選挙権があります。選挙のときには、今日の話を出して、自分の一票をどうするのかを真剣に考えてみてください。

◎今後の社会を担う生徒1人1人に社会保障の問題を真剣に受け止めることを促す。

(質疑応答)